

安保法制違憲・国家賠償請求

訴 状

訴 状

原 告 ら 堀尾輝久、辻仁美及び菱山南帆子ほか別紙原告目録記載の
とおり（計４５７名）

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり（計６２１名）

〒１００－８９７７ 東京都千代田区霞が関一丁目１番１号

被 告 国

代表者法務大臣 岩 城 光 英

２０１６（平成２８）年４月２６日

東京地方裁判所 御中

〒 150-0031 東京都渋谷区桜丘町 1 7 - 6 渋谷協栄ビル 9 階

法学館法律事務所

電話 03-3462-8051 FAX 03-3462-8053

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 伊 藤 真

〒 160-0008 東京都新宿区三栄町 8 三栄ビル 3 階

四谷総合法律事務所

電話 03-3355-2841 FAX 03-3351-9256

同 内 田 雅 敏

〒 120-0034 東京都足立区千住 1 - 2 4 - 4 広瀬ビル 2 階

北千住法律事務所（送達場所）

電話 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

同 黒 岩 哲 彦

〒 113-0033 東京都文京区本郷 3-18-11 TYビル 302

東京アドヴォカシー法律事務所

電話 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063

同 杉 浦 ひ と み

〒 100-0006 東京都千代田区有楽町 1-6-6 小谷ビル 6階

日比谷ともに法律事務所

電話 03-3580-5456 FAX 03-3580-5457

同 田 村 洋 三

〒 171-0033 東京都豊島区高田 1-36-13-305

角田愛次郎法律事務所

電話 03-3983-7522 FAX 03-3983-7293

同 角 田 由 紀 子

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 4-28-20 パレ・エテル

ネル 1101号

電話 03-5368-6081 FAX 03-3359-6233

同 寺 井 一 弘

〒 231-0005 横浜市中区本町 3-30-7 横浜平和ビル 4階

神奈川総合法律事務所

電話 045-222-4401 FAX 045-222-4405

同 福 田 護

〒 113-0033 東京都文京区本郷 1-22-6 本郷ハイホーム 3

階

クラルテ法律事務所

電話 03-6801-5602 FAX 03-03-6801-5603

国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金4570万円（10万円×457名）

貼用印紙代 金15万8000円

目 次

【法律の題名の略称】

【原告たちの思い】

【請求の趣旨】

【請求の原因】

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

- 1 新安保法制法の制定
- 2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出
- 3 新安保法制法の中心的内容
- 4 新安保法制法の制定行為の違憲性
- 5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性
- 6 原告らの権利侵害
- 7 まとめ

第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

- 1 新安保法制法制定の経緯
- 2 集団的自衛権の行使が違憲であること
 - (1) 集団的自衛権の行使容認
 - (2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止
 - (3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

- (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性
- (5) 立憲主義の否定
- 3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること
 - (1) 後方支援活動等の軍事色強化
 - (2) 後方支援活動等の武力行使性
 - (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化
 - (4) 後方支援活動等の違憲性
- 4 砂川事件判決について
- 5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性
- 第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害
 - 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況
 - 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等
 - 3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性
 - 4 原告らの権利、利益の侵害（概論）
 - (1) 平和的生存権の侵害
 - (2) 人格権侵害
 - (3) 憲法改正・決定権侵害
 - 5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）
 - (1) 多様な原告らの権利侵害
 - (2) 平和を望む国民・市民
 - (3) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族
 - ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族
 - イ 唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民
 - ウ 空襲被害者
 - エ シベリア抑留者その他戦争により被害を受けた者とその家族

- (4) 原子力発電所関係者
- (5) ジャーナリスト
- (6) 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者
- (7) 憲法研究者
- (8) 宗教者
- (9) 教育関係者
- (10) 女性や子供を持つ親たち
- (11) 若者
- (12) その他の被害者

第4 原告らの損害

第5 公務員の故意・過失及び因果関係

- 1 公務員の故意・過失
- 2 加害行為と損害との因果関係

第6 結論

第7 さいごに

【法律の題名の略称】

(以下、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名)

- ・ 平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態対処法（改正前）：武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 事態対処法：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 周辺事態法（改正前）：周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

- ・重要影響事態法：重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- ・国連平和維持活動協力法＝国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- ・国民保護法＝武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ・特定秘密保護法：特定秘密の保護に関する法律
- ・テロ特措法：平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法
- ・イラク特措法：イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

【原告たちの思い】

- 1 平成27年は戦後70年でした。私たちが生きる日本は、その70年間どの国とも戦争をせず、平和を愛する国として世界中から信頼を得てきました。それは、平和主義を大原則として掲げた憲法を、国会も政府も裁判所も守り、国民・市民も大切にしてきたからです。政府は、長年にわたって、憲法上、日本が攻撃されたときに発動できる個別的自衛権は認められるが、他国が攻撃されたときに行使する集団的自衛権は認められないと解釈し、集団的自衛権は認められないとの点は、憲法解釈として国家機関はもちろん、学者や多くの国民・市民の間に定着しており、そして、この考え方により国の方針が決められてきたことが、日本が長期にわたって戦争に関わらないで来られた理由の一つでもありました。
- 2 今回、政府は、集団的自衛権の行使も憲法上認められると勝手に解釈を変更

し、多くの国民・市民の反対や、多数の憲法学者の反対意見を無視して、憲法改正手続を経ず、法律の改正・制定により、憲法を事実上変更するために、平成27年5月14日新安保法制法案を閣議決定した上、翌15日これを国会に提出して、国会は、同年9月19日、新安保法制法を成立させました。

3 私たち原告は、多種多様な国民・市民からなっております。(1)平和を望む国民・市民、(2)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族、②唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民、③東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、④シベリア抑留者、その他戦争により被害を受けた者とその家族、(3)沖縄県を始め日本全国に散在する米軍及び自衛隊の基地周辺の住民、(4)原子力発電所関係者、(5)ジャーナリスト、(6)戦争体制（有事体制）において、危険な業務に従事させられる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者など、(7)憲法研究者、(8)宗教者、(9)教育関係者、(10)女性や子供を持つ親たち、(11)若者、(12)その他の被害者などです。

4 詳しくは請求原因で述べますが、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害されました。

具体的には、3(1)の平和を望む国民・市民（もちろん、(2)以下の原告を含めて）は、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受け、そして、電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるなどの状態に至っております。そして、3(2)の先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族は、戦争で受け、なお癒やされていない深い心の傷を今回の行

為により、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを味わわされ、3(3)の基地周辺の住民及び3(4)の原子力発電所関係者は、新安保法制法制定の結果、自衛隊が出動する事態になった場合に、相手国から反撃やテロ行為を受け、生命や身体に被害が及ぶことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされるようになり、3(5)のジャーナリストは、仲間のジャーナリストが人道支援や取材活動のために紛争地域へ出向いた場合に攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられ、3(6)の地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられ、3(7)の憲法研究者は、立憲主義が破棄されることにより、自らが研究し社会のために理論構築してきた憲法解釈が独断的に変更されたことにより、深い憤りと苦しみを味わわされ、3(8)の宗教者は、平和を強く希求して宗教活動をしてきたもので、戦争に道を開く新安保法制法により、宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわされ、3(9)の教育関係者は、教育現場で平和の大切さを教えてきたもので、新安保法制法により日本が戦争をする国になり、教え子が戦争に行くかもしれないことに言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされ、3(10)の女性や子供を持つ親たちは、日本が再び戦争に巻き込まれて女性が虐げられ、子供が戦場に送られる恐怖を味わわされ、3(11)の若者は、憲法が破壊されることへの怒りと、自らが戦争に送り込まれることになるのではないかとの恐怖と不安を抱かせられており、3(12)のその他の被害者はそれぞれ、固有の被害を受けております。

- 5 安倍内閣総理大臣は、新安保法制法案が違憲ではないかとの追求に対して、「安保法案が違憲かどうかは、最高裁が判断する」との趣旨を述べて、新安保

法制法案が違憲であるとの多数の国民・市民の意見や憲法学者の見解を一顧だにしませんでした。裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務があります。今回の新安保法制法に基づく自衛隊の出動等により具体的被害が出てからでは遅いのです。そして、外国の軍隊と共同作戦をとるなどの集団的自衛権行使の既成事実ができてしまえば、裁判所において違憲と判断をした場合の政治的影響が極めて大きくなり、その判断も難しくなります。裁判所におかれては、違憲であることが明白な新安保法制法を黙認することなく、既成事実の作り上げに手を貸すことをせず、憲法と平和を守りたいとの国民・市民の願いに応えるとともに、内閣総理大臣の求める裁判所としての判断を行い、新安保法制法が違憲であることの判断をされることを強く願っております。

【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

【請求の原因】

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

1 新安保法制法の制定

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法制整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案、本訴状においてはこれらの法案を総称して「新安保法制法案」と、可決成立したこれらの法律

を総称して「新安保法制法」と、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」といいます。)が採決され、賛成多数で可決成立したとされました。そして、これらの法律は、平成28年3月29日施行されました。

2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出

新安保法制法案の基本的な内容は、平成26年7月1日の閣議決定である「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(以下「26・7閣議決定」といいます。)に基づくものであり、内閣は、平成27年5月14日、26・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案を閣議決定し(以下「27・5閣議決定」といいます。)、翌15日これを国会に提出しました。

3 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法案の中心的内容は、政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し、また、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする、などの点にあります。

4 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法案によって容認される実力の行使は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり、憲法9条の改正なくしてできることではありません。成立したとされる新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して無効です。また、このように内閣及び国会が、憲法改正の手续をとることなく、恣意的な憲法解釈の変更を行い、閣議決定をし、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲

主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原理にも背くもので、違憲・違法です。

5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程においては、上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する国民・市民の反対や、慎重審議を求める声が大きくなるとなり、国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開されました。また、元最高裁判所長官と複数の元最高裁判所判事や、歴代の元内閣法制局長官において、集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となっているとの見解を示めし、圧倒的多数の憲法学者、さらには日本弁護士連合会をはじめ各都道府県の単位弁護士会が新安保法制法案が違憲であり、これに反対する旨の意見表明をしました。しかし、政府・与党は、これら国民・市民や法律家の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させてしまいました。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異常なものでありました。このような国会のありようは、日本の民主主義制度をも根底から揺るがすものです。

6 原告らの権利侵害

(1) 原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民です。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権を含む基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきたものです。

原告らのある者は、先の太平洋戦争において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存する権利がその人格の核心部分を構成しています。

原告らのある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻

撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になります。

原告らのある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになります。

原告らのある者は、いざ戦争となった場合に、青年として自ら戦場に駆り出される蓋然性が高い者やその家族等です。

そして、原告らは、すべて、新安保法制法が実施・運用された場合に何らかの権利制限を受け、権利侵害を受ける者です。

(2) 憲法9条に違反する新安保法制法の制定は、その実施を予定するものであり、現に平成28年3月29日施行され、中谷防衛大臣は施行直前の記者会見において、新たな任務については準備期間を経て実施する旨述べております。集団的自衛権の行使、後方支援活動、協力支援活動等の新安保法制法により新たに定められた任務が実施された場合、日本は、行使の相手国から敵対国とみなされ、テロを含む攻撃を受けることになります。原告らは、これから起こるであろうこれらの事態を予測し、言葉に表せないほどの精神的苦痛を受けております。

(3) 新安保法制法の制定は、原告らの上記平和的生存権、人格権を侵害するとともに、国民投票権の保障に現れている、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」といいます。）をも否定するものです。

7 まとめ

以上のとおり、新安保法制法の制定に係る内閣（その構成員である各国務大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決、制定は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利（平和

的生存権)を侵害します。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害します。③そして、憲法改正の経路を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった今回の新安保法制法制定の過程と手続は、憲法改正・決定権を侵害するものでもあります。

第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

1 新安保法制法制定の経緯

(1) 内閣は、前記のとおり、平成26年7月1日、26・7閣議決定を行いました。

同閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として、次のような法整備等の方針を示したものです。

- ①「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。
- ②「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、(1)後方支援について、他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ、従来の「後

方地域」や「非戦闘地域」に自衛隊の活動する範囲を一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所でならば支援活動を実施できるようにする、(2) P K Oなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。

③「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制法において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。

(2) 政府は、その後、平成27年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」(新ガイドライン)を合意した上、内閣は、前記のとおり、5月14日、新安保法制法案の閣議決定(27・5閣議決定)を行いました。この法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力量法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されたものです。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出しました。

法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっていますが、それを越えた部分もあり、重要な点として例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としました。また、国連平和維持活動協力量法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参

加できるようにしたなどの点があります。

- (3) 新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、平成28年3月29日施行されました。

2 集団的自衛権の行使が違憲であること

(1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。以下同じ。）との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能としました。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定しました。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法88条1項）こととなります。

(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法9条の解釈については、A：自衛のための戦争を含めてあらゆる武力行使を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、B：自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには、C：否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場があります。

そして、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である

自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件(自衛権発動の3要件)を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきました。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきました。

また、政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解してきました。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して始めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきましたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法9条に反して許されないとされてきたのです。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきました。それは、憲法9条の確立された政府

の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形造られてきたのでした。

(3) 閣議決定と新安保法制による集団的自衛権行使の容認

ところが、政府は、平成26年7月1日、上記のこれまでの確立した憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（26・7閣議決定）を行い、これを実施するための法律を制定するものとなりました。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのです（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれるものです。）。

そして、新安保法制による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至りました。

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するた

めの必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものです。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触します。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確です。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味します。

そして第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠きます。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右されます。そして法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」というのです。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似していますが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになります。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当する

のか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難です。

以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって国民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることができないのです。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反するものです。

(5) 立憲主義の否定

ア 日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課しました（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を

遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものです。

イ 26・7閣議決定、27・5閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立していた憲法9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものです。

ウ 同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来、憲法96条に定める改正手続によらなければならないことです。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求し、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのです。閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法96条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することです。

3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(1) 後方支援活動等の軍事色強化

新安保法制法は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し、(以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」といいます。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」といいます。)、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能としました。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力

攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとしました。

また、これまではアフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法、イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対し、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとしました。

これら「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容としますが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機の給油・整備等、外国の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられました。

(2) 後方支援活動等の武力行使性

ここで後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものです。

自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点です。すなわち、直接戦闘行為に加

わらなくても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題です。

(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

ア 名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁—自衛隊のイラク派遣差止訴訟）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示しました。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものです。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきました。

具体的には、まず平成2年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」（不成立）の際に問題になりましたが、その後、周辺事態法（平成11年）において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられました。同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外しました。

そして旧テロ特措法（平成13年）においても、周辺事態法の上記「後

方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされました。すなわち、ここで限定された活動地域は（法文上の用語ではない）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとした。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われました。

しかしながら、この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるものであります。現に、イラク派遣の実態は、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものであります。

イ ところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を区切って限定することにより、他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそも当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採ることとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのです（26・7閣議決定）。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容します。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほ

かなりません。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのですが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ません。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられないでしょう。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高いといえます。

従来の、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではありましたが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記二つ法律においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法9条に違反するものであることが明らかです。

(4) 後方支援活動等の違憲性

以上のように後方支援活動等の実施も憲法9条に違反するものであり、そのような内容の閣議決定を行い、また法律を制定して憲法9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものであることについては、前記（第2の2(5)）で述べたことがそのまま当てはまります。

4 砂川事件判決について

そして、集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難になっていく中で、政府与党からは、最高裁昭34年1

2月16日大法廷判決（刑集13巻13号3225頁、砂川事件判決）が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べていることをもって、この必要な自衛の措置をとることの中には、集団的自衛権も含まれるとして合憲性の主張の根拠とすようになりました。

しかし、同事件においては、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっておらず、最高裁の上記判示部分は、日本に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかです。安全保障環境がまったく異なる60年近く前のアメリカ軍基地の駐留が合憲か否かの裁判の判決の、しかも傍論部分の片言隻句をもって今回の新安保法制法正当化の論理の根拠として利用せざるを得ないところに、合憲論の根拠の弱さが明白に表れています。

5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項（自衛隊法76条1項2号等、重要影響事態法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項等）は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかです。

第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

- (1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活

動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反するものです。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきました。

(2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまいます。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げたものです。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くこととなります。すなわち、日本の国土が戦場となるのです。

なお、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況になると考えられます。そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される状況となります。

(3) 新安保法制による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものですから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招きます。相手国等からすれば、自衛隊は正当な攻撃対象となるのであり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものです。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日

本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くこととなります。ちなみに、新安保法制法案の国会審議において、政府は、I S（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしています（平成27年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会）。すなわち政府の政策判断が変われば、I S空爆の後方支援もありうるものであり、日本と日本人は、I Sのテロの標的となることを覚悟しなければなりません。

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

- (1) 国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないこととなります。私たちは、この訴訟において、4以下に記載する3つの権利侵害（平和的生存権侵害、人格権侵害、憲法改正・決定権侵害）に限定して主張していますが、新安保法制法の成立がなければ、甘受する必要など全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになってしまうのです（もとより、これらは、平和的生存権侵害、人格権侵害の一部を構成しています。）。なお付言しておきますが、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態における権利制限については、旧安保法制法の下においても法制上は存在したのですが、それはあくまでも個別的自衛権を行使した場合を前提としたものであり、集団的自衛権を行使するなどした場合を想定したものではありませんでした。新安保法制法によって、国民がその権利制限を受けたり義務を負担しなければならない現実性は格段に増大してしまったのです。
- (2) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することにな

りますが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされています（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。

なお、ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定されます。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されています（事態対処法施行令3条、平成16年9月17日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は、知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定しています（国民保護法2条2項）。

(3) 存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使、部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施します。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていませんが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法3条1項）、事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行もなされます（同法14条、15条）。

(4) 武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法76条1号の防衛出動はまだなされていませんが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法77条）、予備自衛官が招集される（同法70条）等、防衛出動に備える体制がとられます。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため、武器の使用、土地等の強制使用等もなされます（同法77

条の2等)。

そして、その後移行することが予測される武力攻撃事態における場合と同様、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置します。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等に対処措置を行う責務があり、国民もこれに協力するよう努めるものとされます(事態対処法5～8条)。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められます。

そして、武力攻撃事態(日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態)は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出動と武力の行使がなされることとなります(自衛隊法76条、88条)。そこでは、自衛隊の任務遂行(戦争遂行)のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされます。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されています。電気通信設備の優先利用もなされます(同法104条)。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められます。

3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

- (1) 1及び2に記載したように、武力攻撃事態対処法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使をすることになります。

それは相手国から反撃されても構わない立場に自ずからを置くことになり、現実に参戦して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃やテロ行為にさらされ、ある者は戦争に具体的に協力させられるなどして、平和的生存権や生命身体及び精神的人格権の侵害を受けることとなります。

集团的自衛権の行使等を実行する可能性は、同盟国とされている米国が現実に武力行使している中東地域が考えられますが、同地域で集团的自衛権の行使等を行った場合、パリその他において行われたテロ行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測でき、その対象は、東京・大阪をはじめとする都市住民や原子力発電所が考えられるところです。また、集团的自衛権行使の可能性の高い北朝鮮（安倍首相は平成27年6月26日の特別委員会で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明していますし、本年（2016年）3月には、アメリカと韓国は北朝鮮の侵攻を前提にしての軍事演習を行い、これに北朝鮮が反発して、緊張が高まっていると報道されています。）との関係で集团的自衛権の行使等がされれば、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になるでしょうし、東京・大阪をはじめとする都市や原子力発電所もミサイル攻撃の対象となる可能性が高いといえます。

- (2) 武力行使と一体化となる後方支援活動等によっても同様の事態となることが予測されます。
- (3) 原告らは、新安保法制法の制定の結果、集团的自衛権の行使等により上記のような重大な権利侵害を受ける事態となることをおそれ、不安にさいなまれ、集团的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、多大な精神的苦痛を受けています。

4 原告らの権利、利益の侵害（概論）

- (1) 平和的生存権の侵害

ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定しています。

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとししました。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものです。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられています。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合（前記2の(2)ないし(4)に掲げた「各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」参照）、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければなりません（前記名古屋高裁平成20年4月17日判決参照）。

イ 憲法9条の改変による戦争の危険

前記第2などで述べたように、新安保法制法による存立危機事態におけ

る防衛出動や後方支援活動等の実施の容認は、これまで政府の憲法9条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法9条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたらすものです。それは、従来の憲法9条解釈の下ではあってはならないものとされてきた、日本が他国の戦争に関与し、戦争の当事者となること、日本の領域外に出向いて武力の行使をすることをみずから選択し、あるいは従来の憲法9条解釈の下では生じなかった場合にまで他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものです。

ウ 平和的生存権の侵害

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、上記のような平和的生存権を侵害されました。

すなわち、原告らは、日本人310万人、世界では5200万人の死者を生じた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び9条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有しています。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後70年間背負って生きてきた者です。平和憲法、なかんずく9条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生きる権利は、これら原告の人格と一体となって、

その核心部分を構成しています。

このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものであります。

ところが、新安保法制法の制定は、このような原告らの平和的生存権を蹂躪し、侵害するものです。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないこととなります。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものであります。

(2) 人格権侵害

ア 人格権ないし幸福追求権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定します。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものであります。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであると

ともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができます。

なお、本書面では、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」ということとします（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁一大阪空港事件控訴審判決参照）。

イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなりました。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受けることになります。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、米軍基地が集中する沖縄であり、あるいは全国の米軍・自衛隊基地及びその付近、原発施設及びその付近等であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険に晒されます。また、戦争による犠牲が集中するのは、いつも、女性であり、そして、子ども、障がい者等の社会的弱者であり、戦火の中を逃げ惑い、人間性を蹂躪され、生活の困窮を強いられることとなります。さらに、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者関係者、民間企業の海外勤務労働者なども、その活動が危険又は不可能になることも生じます。そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちですが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺

し殺される戦場に送り出すことを強られる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがあります。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるなどのことが生じます。

集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりであり、原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されています。

なお、原告らについてのこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張します。

(3) 憲法改正・決定権侵害

ア 国民主権は、国の政治の在り方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の有する参政権も、この原理から湧出した権利です。憲法改正に係る国民投票権もそうです。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとされています。しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されており

イ すなわち、近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立します。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化されます（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれています。）。

日本国憲法96条1項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れです。そこでは国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされていますが、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続と通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのです。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力に担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられるものです。国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかなりません。

ウ 新安保法制法は、前記のように規範性を有する憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするものです。それは本来、憲法96条1項に定める国会の発議と国民投票の手続をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものです。しかも、この憲法改正の手続を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民及び野党の反対を押し切った採決が強行され、中でも参議

院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものでありました。それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手続を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものでありました。新安保法制法の制定は、このようにして、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害するものです。

そして、集団的自衛権の行使等は、このように原告らの憲法改正・決定権を侵害し、蹂躪した手続によって制定された新安保法制法の現実の適用・実施過程であり、また、これが反復されることによって、その侵害の結果を既成事実化することになります。そしてこの現実の適用、実施、既成事実化を通じて、本来憲法9条に違反するものであったはずの新安保法制法、その集団的自衛権の行使等に係る根拠法条が、これまでの憲法9条の規範内容にとって代わって、実質的な規範として通用する状態が事実上形成され、これが定着してしまふことになります。しかも、集団的自衛権の行使等は、一旦それがなされれば日本の国全体を後戻りのきかない戦争状態に引き込むことになりかねないものであり、そこではもはや憲法9条の平和主義の規範自体が死文化してしまうのです。

3 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

原告らの具体的権利侵害の一端については、【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容において、詳しく主張します。

(1) 多様な原告らの権利侵害

原告らは、(1)平和を望む国民・市民、(2)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とそ

の家族、②唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民、③東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、(3)沖縄県を始め日本全国に散在する米軍及び自衛隊の基地周辺の住民、(4)原子力発電所関係者、(5)ジャーナリスト、(6)戦争体制（有事体制）において、危険な業務に従事させられる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者など、(7)憲法研究者、(8)女性や子供を持つ親たち、(9)教育関係者、(10)女性や子供を持つ親たち、(11)若者、(12)その他の被害者などです。

次に述べるとおり、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害されました。

(2) 平和を望む国民・市民

私たち原告全員（もちろん、(12)までの原告を含めて）は、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けました。そして電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるに至っております。

(3) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族

広島・長崎を合わせて20万人を超す多くの人々が殺され、残された者たちも原爆症に苦しまされるという反人道的な原子爆弾の投下により、火の海を彷徨うなど、地獄を目の当たりにするような経験させられた原爆被害者とその家族は、その後も戦争の恐怖にさいなまれて生きて来ました。今回の新安保法制法の制定により、日本が再び戦争に関わる

ことになり、場合により核兵器が使用される危険も全くないことはない状況とされ、再び原爆被害に遭うのではないかと、言葉に表せない苦しみを味わわされております。

イ 唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民

沖縄は太平洋戦争末期に本土決戦の前哨戦として地上戦が戦われた唯一の県であり、18万人を超える死者・行方不明者を出すなど、大きな惨禍に見舞われました。現在も、日本のある米軍基地の74パーセントをも保有している状況にあります。そのため、いったん戦争が勃発すれば、沖縄がまず真っ先に戦争地域となることは必定であり、太平洋戦争のときを上回る大規模な被害が予想されます。沖縄に住む原告らは、新安保法制法の制定により、再び戦争に巻き込まれ、基地攻撃の余波を受けて生命身体等を害される危険と恐怖のうちに毎日を過ごしており、その受けた精神的被害の大きさは計り知れません。

ウ 空襲被害者

東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者は、死者40万人から60万人といわれ、また、障害を負った者も多く、多くの戦災孤児も生じ、今なお、精神的・肉体的に苦しんでいます。今回の新安保法制法の制定により、再び戦争に巻き込まれ、被害を受けるのではないかと恐怖を味わわれ、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを覚えています。

エ シベリア抑留者その他戦争により被害を受けた者とその家族

太平洋戦争後、日本軍捕虜たちがシベリアを始めとする各地に抑留され、奴隷的強制労働を強いられるなどし、多数の人達が命を失い、何とか帰国できた者も家族を失い、健康を害するなど、大変な苦しみを味わわれました。

シベリア抑留者を初めとする、先の戦争により被害を受けた者とその家族は、いまでも、戦争体験に苦しんでおります。そして、今回の新安

保法制法により再び戦争に巻き込まれるのではないかとの強い恐怖を感じさせられています。

(4) 基地周辺の住民及びの原子力発電所関係者

軍事基地及びの原子力発電所は、新安保法制の結果、自衛隊が出動する事態等になった場合に、真っ先に相手国から反撃やテロ行為を受けます。その結果、周辺住民は、自らの生命や身体に被害が及ぶ危険性が極めて高く、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされ、原子力発電所関係者は、原子力発電所の危険性を誰よりも知っていることから、原子力発電所に対する攻撃がされた場合の危険性について不安をおののいています。

(5) ジャーナリスト

新安保法制法の制定により、自衛隊の海外派兵が現実的なものとなり、ジャーナリストは、人道支援や取材活動のために紛争地域へ出向いた場合、自らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられています。また、これまで、各国の人々から平和国家の日本国民・市民として絶大な信頼を得て来たのに、戦争する国家に変質したことにとまなない、日本国民・市民の活動を受け入れて来た国の人々の見る目が変わり、何年もかかって培ってきた日本国民・市民に対する信頼感が、失われてしまいました。ジャーナリストは、いつ自分がテロの標的となるのではないかとの恐怖を味わっています。

(6) 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者

地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられています。

(7) 憲法研究者

多くの憲法研究者は、自らが研究し、社会のために理論構築して集団的自衛権の行使等は違憲であるとの憲法解釈の定着に力を注いできました。しかし、長年の研究成果を一顧だにせず、かつ憲法改正手続もとらずに、集団的自衛権の行使等を容認する今回の新安保法制法の制定等をするという、立憲主義破壊の暴挙に出たことにより、深い憤りと苦しみを味わわされ、その学問的良心を深く傷つけられました。

(8) 宗教者

宗教は、人が平穏に生きられることを願うものであるにもかかわらず、宗教関係者が先の戦争に協力させられた苦い過去を反省し、宗教者は、「殺さない 殺させない」「兵隊も武器も用いない」を願いとして、平和を強く希求し、宗教活動をしてきました。今回の新安保法制法は、日本の国を再び「戦争する国」にしようとする「戦争法」で、新たな戦死者を生み出そうとするものであり、「いのち」に犠牲を強いるものです。私たちは今回の暴挙により、宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわれました。

(9) 教育関係者

教育関係者は、それぞれの教育現場において、学ぶ者が憲法の定める個人の人権を尊重し、平和で民主的な社会を形成する人格を完成できるよう日々努力しています。なかんずく、平和については、先の戦争において戦争に協力する教育を強いられたにがい過去を反省し、平和を尊重する人格を目指して、「平和教育」などとして努力されてきたものです。今回の安保法制法は、日本を戦争をする国にし、平和をないがしろにするものであって、教え子が戦争に行くかもしれないことになり、教育に携わる私たちは、言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわれました。

(10) 女性や子供を持つ親たち

女性や子供を持つ親たちは、新安保法制法の制定等により、日本が再び戦争に巻き込まれ、女性が虐げられ、子供が戦場に送られる恐怖を味わわされております。戦争により、もっとも惨禍を被るのはいつも女性と子供です。原告の中には多くの女性と子供を持つ親がいますが、集団的自衛権の行使など、自衛隊の活動の拡大により、日本が戦争をする国になり、その結果、戦争に巻き込まれるおそれが増大することへの恐怖はとりわけ大きいものがあります。

(11) 若者

若者は、憲法が破壊されることへの怒りと、自らが戦争に送り込まれることになるのではないかとの恐怖と不安を抱かせられ、そして、国会周辺の集会、デモをはじめとして、全国各地の反対運動に多くの若者が立ち上がりました。若者は、自分たちが戦争にかり出される日がすぐ目の前に迫っていることを生理的に感じ、強い恐怖心を感じています。

(12) その他の被害者

上記に類型化できない原告たちも、新安保法制法の制定等により、精神的被害を受けています。

第4 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被りました。

第5 公務員の故意・過失及び因果関係

1 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒

的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を見做して、憲法改正手続をとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これに係る内閣（その構成員である各国务大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をするに当たっては、上記国务大臣及び国会議員は、新安保法制法案が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は知り得べきであり、侵害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失があります。

2 加害行為と損害との因果関係

1 記載の公務員の加害行為と第4記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明かです。

第6 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の損害金とこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である平成27年9月19日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めます。

第7 さいごに

平成27年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行しました。日本の裁判制度においては、抽象的に法律の合憲性を審査する（抽象的審査制）のではなく、具体的な権利侵害があって、これにかかる請求の判断において関連する法律の憲法判断が必要になって初めて、法律の合憲性が判断できる（付随的審査制）とされています。しかし、

本件は、まさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件です。

世界の安全保障情勢は極めて流動的です。このような情勢の中で、新安保法制法に基づく防衛出動命令等が発動されれば、多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けることになりかねず、新安保法制法の制定自体によりそのおそれを感じ、その恐怖感にさいなまれております。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を侵害するとともに、憲法改正・決定権を侵害しています。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのです。既成事実が積み重ねられてからでは遅いのです。

日本は、憲法前文と9条に体现された平和憲法のもとに、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきました。国際協調を国是とする日本は、この信頼を大切にしなければなりません。

憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法76条3項に従って、その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められています。最後に、日本のみならず世界に向かっても平和憲法の理念を示す判断をされることを希求するものです。

以上

【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

第1 戦争体験者

原告らの中には、先の太平洋戦争で苛酷かつ極限的な体験をした者が多数います。その典型的な者として、空襲被害者や原爆被害者があり、当時自ら悲惨な現場に遭遇し、逃げ惑い、命を失いかけた者、かけがえのない家族を失った者、戦災孤児としての苦難の生活を余儀なくされた者、後遺障害を残した者など、それぞれ様々の重大な被害を引きずっています。シベリア抑留や終戦時に海外にいた者なども、様々な被害を受けております。これら戦争体験者にとって、その後今日までの70年の生涯は、それ自体戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにはほかなりません。そして、このような原告らにとって、日本国憲法の徹底した平和主義こそは、その苦難と被害の代償として得られたかけがえのないものとして、自らの平和への願いと一体となり、血肉となって、人格の核心を形成しています。新安保法制の制定、適用は、これら原告らの人生とその支えとなってきた人格的価値を、真っ向から否定するものです。

以下、原告たちがどのような辛い体験をし、新安保法制法の制定によって、どのような思いを抱き、苦しみを受けたか、被害の一端を述べます。

1 空襲被害者

(1) 空襲の概況

太平洋戦争の末期、1944年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になりました。アメリカ軍の空襲は、1944年中は軍需工場等を中心にされていましたが、1945年3月10日に東京下町を襲った東京大空襲は、市民・住民の大規模殺戮を直接の目的としたものでした。すなわち、10日未明午前零時を過ぎた直後、279機のB29爆撃機は、東京下町（深川区、本所区、浅草区、日本橋区、江東区等）を中心に、1665トンに及ぶ焼夷弾によつ

て住宅地を絨毯爆撃し、一夜にして死者は推定10万人以上に及び、子を失い、親を失い、住居・職業等を失った被災者は100万人に及びました。街並み全体が炎上し、焦熱地獄と化した一帯を住民たちが逃げ惑い、橋は焼け落ち、身を切るような冷たい隅田川等に飛び込んだ多くの住民も死亡し、川は死骸であふれました。

米軍の空襲は、その後も6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）から地方都市にも及び、結局全国で64の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれます。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は、1945年3月10日東京大空襲に遭いました。墨田公園に逃げ、家族は川に入りましたが、自分は栈橋にしがみついて助かりました。寒くて、死骸がたき火のように燃えているのにあたって暖をとりました。散乱する丸焦げ、半焦げの死体や水で死んだ人などの中に、父母と姉を捜しました。父と姉は亡くなっていました。「たき火の臭いをかぐと、その日を思い出します。油の多い魚、鰯を焼くにおいはたまらず嫌です。」。新安保法制によって、アメリカと一緒に世界で戦うというのは、あのときの私や家族の生き地獄を作ることです。私は、生きている気持がしないのです。

イ 私は、国民学校1年になる直前の1945年3月10日、東京大空襲で母と弟を亡くしました。父は大やけどを負って顔面にケロイドが残り、近所の人からは「お化け」と言われ、子どもの私もつらい思いをしました。

あの戦争被害、私にとっては母と弟の命と父の人並みだった顔貌を失うことを代償としてて手に入れた憲法、とりわけ憲法9条がせめてもの救いでした。戦争は庶民に苦しみを強いるものです。集団的自衛権の行使容認の閣議決定があつて以来、70年掛けてようやく閉じかけてきた戦争の記

憶や傷口がまたえぐられるような苦悩を感じています。

ウ 私の父は、1940年代、鉄工所を営んで深川区扇橋で働いていました。母はすでに病没し、私は、祖母と兄・姉たちと江戸川区小岩に住んでいました。祖母は扇橋と小岩を行き来して、父の世話をしていました。1945年3月10日の夜、真っ赤な夜空に驚かされました。どちら方面かわからず、心配していましたが、父と祖母は帰って来ませんでした。兄たちが遺体を探しましたが見つからず、家財も焼失してしまいました。

15歳だった私は、両親を失い、自分で生きるために女学校を中退して、いろいろな仕事をしながら、夜間学級・通信教育で勉強しました。普通の人の人生を壊すことが戦争の一番いけないところです。新安保法制法の制定によって戦争ができるような状態になったこと、それ自体が私たち戦争体験者には、あの苦しみを思い出させるのです。

エ 私は、1945年3月当時小学校2年生で、母とまもなく小学校に上がる弟と、母の実家の茨城に疎開していました。3月10日の東京大空襲で両親、隣に住んでいた叔父（父の弟）一家5名が全滅しました。腹違いの兄が3人の子どもがあるところに、私達姉弟といとこの3人を引き取ってくれました。戦後の食糧難の中、兄嫁にとっては、食糧難なのに他人の子どもを引き取ることが不満だったのだと思います。自分の子供とは食べ物の差をつけ、私たちは食べたかどうかさえ忘れるくらいの食事内容で、いつも空腹でした。私と弟は小児結核にかかり、痩せ細ってしまいました。いつも淋しさと空腹、絶望で心が凍っているような、締め付けられるような気持ちを感じていました。あるとき、兄嫁が、私達を泥棒猫と話しているのを立ち聞きし、凍りついていた心に針が刺されたような痛みを感じ、京浜急行の踏み切りに走りましたが、背中に負ぶっていた兄の子どもが「ギャー」という異様な泣き声で泣き、その声に我に返ったこともあります。

私達は、学校に持っていくお金をもらえず、新聞配達や納豆売りをして

いました

中学を卒業して、担任の先生の説得で定時制高校へ行かせもらい、て旅館で下働きの住み込みの女中や電気屋さんで働きました。旅館では酷使されて結核性腹膜炎を発症し、内臓の癒着という後遺症を残しました。26歳で結婚し2カ月後に妊娠しましたが、癒着が酷かったために子宮外妊娠で重体となり子宮を摘出しました。子どもを産んで家族のぬくもりを作りたいというのが夢でしたので、このことは本当に辛かったです。

過去のことを思い出すと、今でも、苦しさや悲しさが、ごちや混ぜになり言葉では言い表せない気持ちになって、眠れなくなります。戦争を決める人たちには見えない市井のひとりひとり人生が、こんなにも苦しみを受けるのです。国内外の人が再び私のような苦しみを味わうことになるこの「戦争ができる法律」が政治の中で話題に上った頃から私は生きた心地がしません。被害を受ける立場に身を置くことを想像せず政治を行わないでほしい。残されたわずかな余命の最後の願いです。

オ 私は、昭和20年3月9日の東京大空襲の頃、家族は、父、母、兄弟4人、祖母の7人でした。父は運送業を営み、暮らしぶりは何も不自由のない生活でした。私は、5年生の2学期の時に自宅とは離れた小さな寺に学童集団疎開をしました。3月9日の夜、空襲警報で先生とともに、全員が防空壕に避難しました。その夜は、今までにない大型爆撃機B29の大編隊で、エンジン音が、グオン、グオンと聞こえ、その音は今も耳から消えることはありません。西の空が東京大空襲で真っ赤に焼けていました。大空襲から10日あまり経って、母方の叔父が迎えに来ましたが、家族の死亡を知らせてくれたのは、それから10日位後のことでした。叔父宅は小作農だったので、そこでの生活は、とても貧しかったです。私は、育ててくれたご恩に報いるために、一生懸命に農作業を手伝い働きました。18歳で川崎製鉄株式会社に就職して、懸命に働き、給料を生活費として差

し出していました。21歳の時に、叔父の家から独立して、下宿屋しました。東京大空襲以来、ずっと戦争の苦しみと悲しみを引きずって、今日まで生きています。戦争はまさに罪悪であり、私の心の傷はまだ癒されていません。戦争が生んだ負の遺産は、目に見えず、今もこの日本に層をなしているはずです。新安保法制法の制定は、さらにこの負の遺産を増やそうとするものです。今の政府のやり方には我慢できません。生きている者としてこの負の遺産をかかえ続ける私は、今耐えられない思いにずっとさいなまれ続けています。

カ 私は、1941年1月に福岡県直方市で生まれました。1945年になると連日のように空襲がありました。空襲警報が鳴ると家族全員で防空壕に入っていました。私は4歳になっていたのもので、その空襲の様子や、迎撃するサーチライトと高射砲、日本の戦闘機による空中戦の様子などを恐怖しながら見ていました。ある日、撃ち落とされたB29が近く（といって数キロ離れた遠賀川の川原）に墜落しました。防空壕から見てみると、我が家の裏に墜落したのではないかと思うような火柱があがり、とても怖い思いをして、その光景は今でも思い出します。戦争の恐怖は幼い私の記憶の中に今でも強く残っていて、日本は二度と「戦争をする国」にならないと思ひ、長じてから、平和を願う一人として、憲法を守り生かすこと、平和と民主主義の根付く日本をつくりたいと生涯をかけて歩んできました。私は1964年に大学を出てから教科書の出版社に就職し、家永三郎さんの教科書検定訴訟（いわゆる家永教科書裁判）を支援したり、教科書検定訴訟を支援する出版労働者の会に加わったり、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会の常任委員を務め、これを引き継ぐ子どもと教科書全国ネット21の事務局長に就任し、その活動を続けています。日本が二度と「戦争する国」にならない、検定によって、少しでも戦争の真実、歴史の真実をゆがめ、戦争への道に進む兆候が教科書に出てくること

を許せないという思いでした。これまでの75年の人生の内50年を、まさに生涯をかけて教科書問題に取り組んできたのです。ところが、新安保法制法（戦争法）が可決されたために、教科書検定においても集団的自衛権行使容認、日本がアメリカと戦争する国になることを肯定する教科書検定がまかり通るようになっていきます。戦争肯定、立憲主義や個人の尊厳を否定する教科書がつくられ、子どもたちが、戦争の危機にさらされる教育が再び行われようとしています。私が生涯をかけて取り組んできたことを根底から否定されるもので絶対に容認できません。戦争法はこのように私の人生をも否定するもので、深い苦しみを感じます。

2 広島・長崎の原爆被爆者

(1) 原爆投下と被害の概況

1945年8月6日午前8時15分、人類最初の原子爆弾が広島市街上空で炸裂しました。さらに、同月9日午前11時2分、第2弾の原子爆弾が長崎市街上空で炸裂しました。原爆の光と熱は、住民の衣服を焼き、皮膚を溶かし、家屋を炎上させ、また強烈な爆風はコンクリートの建物をも破壊して、街は一瞬のうちに瓦礫と化しました。街全体が炎上し、広島の元安川、長崎の浦上川などの河川は累々たる死骸で埋まりました。原爆による1945年中の死者は、広島で約14万人、長崎で約7万人、1950年までの死者は広島で20万人以上、長崎で10万人以上といわれます。そしてさらに、原爆は、被爆者にケロイドの醜痕を残し、あるいは放射能被爆による白血病、がんその他の無数の後遺症患者を生み出しました。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は、原爆被災時は1歳7か月で、その惨状の記憶はありませんが、母から被爆当時の家族の様子や悲壮な街の様子などを聞いています。原爆投下により、生家は全壊・全焼し、父は畑で作業中に爆死しました。

私は、核兵器を亡くし、世界平和の大切さを後世に語り継ぐ責務がある
と思い、被爆者歌う会「ひまわり」に入会し、被爆者の想いを歌に託して
歌っています。新安保法制法の強行採決で、戦争に突き進んでいるように
感じ、辛い思いをし、憤りを感じています。

イ 私は、1945年8月9日、9歳で被爆しました。住んでいた家は爆風
で屋根がとんで空を見えるように壊れました。母と妹は、父のくすりをも
らいに大学病院に出かけていて、原爆に遭い、帰らぬ人となって、骨さえ
拾えませんでした。私も、割れた窓ガラスで頭や顔にケガをしました。1
946年に父も死亡し、祖父と祖母と妹2人で暮らすことになり、食べる
ための畑仕事で学校にも行けませんでした。どれだけ戦争と原爆をにくみ、
涙したことでしょう。新安保法制法によって、平和な日本が変わることは
許せません。

ウ 私は、昭和12年8月に生れ、78歳です。原爆投下時は、7歳で国民
学校の2年生でした。爆心地から3.3km離れた自宅で被爆しました。
父は、昭和17年頃徴兵され、海軍兵として佐世保に出兵しました。家族
は、祖母、母、兄2人、私、弟、妹の7人で、貧しい暮らしを強いられて
いました。

昭和20年8月9日、セミが鳴く暑い日、いきなり道がピカッと光り、
竹やぶの笹の葉がザーザーともものすごい風で揺れて、土ぼこりが舞い上が
り、息ができないうらい苦しく、爆風で家の中は物が散乱しました。家族
で防空壕にはいるために坂を登ると、空にきのこ雲が上り、傘の部分がも
のすごい勢いでぐるぐる回っていました。夜になると、街の方が真っ赤に
なっていました。

父は、佐世保から台湾に3隻出航した2隻目に乗っていて、1隻目と3
隻目は撃沈されましたが、やっとの思いで台湾に着いて助かり、終戦後よ
うやく昭和23年になって戻ってきました。戦後、小学2年から中学3年

まで、貧しい暮らしで楽しい思い出はほとんどありません。28歳で結婚し、子ども3人、現在は孫が6人います。なぜ戦争を始めたのか、勝つ見込みのない戦争をなぜ続けたのか、戦争を終わらせなかったために広島と長崎に原爆が投下されました。戦争は絶対にしてはなりません。新安保法制法を強引に成立させたことは納得できません。

エ 私は、1945年8月9日当時、7歳で、爆心地より4km地点の自宅に住んでいました。母が出かけていて、弟と留守番をしていたところ、突然爆風で家が揺れ、土壁が崩れ落ち、全ての物が吹き飛びました。弟の手を引いて、お寺の防空壕に逃げ込んで、助かりました。浦上の方角は炎で真っ赤に染まっていました。母とは夜半に再会できましたが、母からは、長崎に帰る道すがら、沢山の無惨な姿の人々を見て、覚悟を決めたという話を聞かされました。

戦後、私たちは平和な人生を送ることができましたが、これも憲法9条があればこそと思います。ところが、今我々は道を誤ろうとしています。政府や権力が従うべき憲法を無視した「人を殺すための法律」を決められたのは我慢できません。戦中、戦後、多くの苦勞を乗り越えて今日の日本を作り上げてきた多くの国民を愚弄するものではないでしょうか。子供が再び軍事教練を受けるような日本にははいけません。母親が子供の無事を確信できない時代にははいけません。人間が理想を捨てるのは絶望への第一歩です。その理想の元となるのは我々が世界と歴史に誇ってよい「平和憲法」なのです。被爆者として、主権者たる国民として今回の訴訟に加わる事で、あの原爆の生存者としての責務と権利を果たして行きたいと思っています。

3 その他の戦争体験者

(1) シベリア抑留者

ア 私は新潟県に生まれ育ち、新潟の旧制中学にいた18歳の時、陸軍の命

令で特別幹部候補生ということで強制志願させられましたが、実態は特攻隊のパイロットでした。満州に送られて、さらに、シベリアに近いチチハルの飛行場に送られ、ここで待機していました。ところが昭和20年を過ぎ、戦争が終わることになると満州にあった戦闘機がどんどん沖縄などへ送られたり、戦争で破壊されたりし、とうとう1機もなくなりながらもソ連軍と戦うことになり、終戦までのたった1週間で8千人以上が戦死しました。最後はソ連軍とも戦えず、捕虜になったわけです。列車に乗せられ北へ北へ行き、ソ連の方々の集結地にたどり着く間にも、途中、栄養失調、極寒、汚水による赤痢、コレラ、発疹チフスなどで1万人近く死にました。私はハバロフスク州を經由しテルマという町に連行されました。人口5千人の町に1万4千人の捕虜が入ったために、1年後にはカエルとヘビもみな食べ尽くされました。ロシア人にも食物がない状況でした。平均気温は零下27、28度で、寒くて体力を減らし、死ぬ人もでました。

私が帰国できたのは1949年の5月で、定時制に2年通ってから教員養成所に入りました。教員をやり、その後東京新聞に勤めました。1998年9月、シベリアの地に、日本人抑留者の「鎮魂の墓標」を建て、慰霊に行きました。私は慰霊碑の前にひざまずき、合掌しましたが、五十数年前に死亡した若い顔が浮かんでき、人間の尊厳を基盤にした、戦争のない軍隊のない平和な社会が実現することを誓いました。

ところが、外国に行って殺し殺される戦争をする新安保法制法が強行採決によって制定され、私たちのように戦争の罪過を身をもって体験した私たちの「二度と戦争を若者たちのためにも、また、死んでいった戦友たちのためにもしてはならない。」というあまりにも私の思いや、無念で亡くなった兵士たちのこれまでの人生と闘いをも否定するような今回の政府国会のやり方には、怒りのみならず心、精神、生きてきた人生をズタズタにされ、苦しい悲しい思いをしましたし、今もしています。

(2) 樺太引揚者

私は、終戦の年は、8歳で、樺太の塔路町に居住していました。終戦が近くなり、ロシア軍の空襲が激しくなって、町の900戸が焼失しました。ある日、不気味な爆音で目覚めると、焼夷弾が降ってきて、斜め向かいの家に炸裂し、私の家も燃えました。私は、祖父と次姉とで川をわたり、対岸に走って逃げました。終戦後、日本に引き揚げてきましたが、経済的に困難なところに割り込んできた引揚者に対する差別がひどく、10歳で「引揚者」のレッテルを背に負い、差別の苦悩を心身に受け人生を引きずってきました。空襲、引揚、差別と体験してくる中で、平和の大切さを身に染みて味わい、平和運動に参加してきました。新安保法制の成立で、再び、私の経験したようなことが起きるのではないかと、とても心配でなりません。戦争が普通の人間にどんなに悲惨な生活をもたらすかを知っている人間として、新しい戦争の時代を考えただけでも、苦しくなります。

第2 基地周辺住民

日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在し、自衛隊及び米軍の活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものがあります。米軍専用基地は沖縄に多くが集中していますが、本土にも重要な基地が沢山あり、首都圏にも在日米軍司令部と在日米空軍司令部のある横田基地、在日米海軍司令部のある横須賀基地、横須賀基地を母港とする米空母の艦載機の本拠地となっている厚木基地など、少なくない重要な米軍基地が存在しています。

新安保法制によって、自衛隊が集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動をいつでもどこでも行うことができる体制が作られ、同時に、新ガイドラインによってアメリカとの同盟関係を強化し、平時からの共同演習等の活動はもとより、米軍の武力の行使等について日本が積極的に関与するようになれば、これら基地の使用や訓練も活発化し、さらには戦争のため、あるいはその支援

のための活動や、これら基地からの出撃等も現実の問題となります。

したがって、自衛隊基地・米軍基地周辺は、訓練が活発化する等による騒音の激化その他の基地被害が拡大する危険性が大きいものですが、それにとどまらず、軍事基地は真っ先に敵対する国や武装勢力からの武力攻撃やテロ攻撃の対象となることから、その周辺住民もこれら攻撃に巻き込まれ、甚大な危害を被る危険性が高いといえます。

なお、有事（武力攻撃事態等）になった場合、基地周辺は、陣地等の構築（自衛隊法77条の2等）、土地・家屋・物資の強制使用、物資の収用、業務従事命令（自衛隊法103条）その他の強制措置、米軍等行動関連措置法による米軍の優先使用や便宜供与等の措置が真っ先に適用されることが考えられます。基地周辺の特定公共施設（港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波）の自衛隊・米軍に等よる優先使用も発動されましよう（特定公共施設利用法）。さらに、国民保護法上の様々な強制措置もあります。これら有事法制の適用も、基地周辺においては特に現実の問題として考えておかなければならなりません。

1 厚木基地周辺住民

(1) 厚木基地の状況

厚木基地は、神奈川県央の大和市と綾瀬市（一部海老名市）にまたがって500haにも及ぶ広大な面積を占め、2400m（両端のオーバーラン各300m）の滑走路を有する飛行場施設であり、米海軍と海上自衛隊が共同使用しています。横須賀を母港とする米空母の艦載機は80機前後に達し、厚木基地はその訓練・整備等の根拠地となっており、自衛隊機による使用と相まって、これまで半世紀以上にわたって多大な航空機騒音被害を周辺住民に与えてきました。周囲は人口密集地であり、騒音の影響人口は150万人とも200万人とも言われます。基地の東側に隣接して、航空機整備のための日本飛行機株式会社の工場も備えています。

首都圏にあって交通の便もよい厚木基地は、有事の際の訓練・出撃基地と

して極めて重要な機能を果たすことが考えられ、それだけ敵側からも攻撃の対象とされる危険性が高いと言わざるを得ません。

(2) 第2冒頭の事実及び上記(1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は、昭和23年7月30日生れの67歳で、姉夫婦、その息子と同居しています。住所は、厚木基地滑走路北端から北へ約6kmのところであり、軍用機の騒音に悩まされております。新安保法制法は明らかに違憲であり、多くの反対にもかかわらず、制定してしまったことを許すことはできません。新安保法制法の制定により日本が戦争をする方向に進んでいると思います。戦争になれば、厚木基地など基地が真っ先に攻撃対象になります。さらに、原発や横須賀を母港とする原子力空母が狙われると思われ、その場合には、基地付近だけでなく、被害ははるかに広がります。新安保法制法の制定により起こる事態を考えると、不安で一杯です。

イ 私は、大正12年12月10日生れで92歳になります。厚木基地滑走路北端から東北東へ約800mのところまで1人暮らしをしています。昭和19年8月に海軍に徴兵され、三重県で防空壕掘りや特攻隊の支援をさせられました。天皇のため、国のため犠牲になれという時代だったのです。新安保法制法は、もう一度そういう方向に日本を逆転させるものです。新安保法制により、日本が戦争に荷担したときに厚木基地等が攻撃の対象となると思うの、大変怖いのです。さらに、原発が攻撃されたら日本はどうなるかと、不安で一杯です。

ウ 私は、昭和19年11月25日生れで、71歳です。厚木基地東側端から200～300m、滑走路から東へ約1kmのところまで妻と住んでいます。厚木基地の航空機の離着陸音も大変うるさいですが、特に早朝・深夜のエンジンテスト音に悩まされています。上空をヘリコプターの飛行も多く、その騒音も大変うるさいです。新安保法制は、第2次大戦後も戦争を

やり続けてきたアメリカと一緒に戦争をするための法律です。「積極的平和主義」というのは、ことば自体矛盾していておかしいと思います。戦争になれば基地は目標として狙われます。厚木基地は、首都圏にあつてほかの基地よりもさらに狙われる危険性が高いと思います。厚木基地が狙われた場合のことを考えるととても不安です。新安保法制法が成立した結果、その準備のために、戦争になる前でも訓練が激しくなり、騒音被害ももっと酷くなると思います。

2 横須賀基地周辺住民

(1) 横須賀基地の状況

横須賀港には、米軍基地と自衛隊基地が隣り合って存在しています。米軍基地には、在日米海軍司令部があり、西太平洋第7艦隊の旗艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンとその随伴艦であるイージス艦11隻がここを母港としています。米空母は、横須賀基地から、これまでベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争等に出撃していきました。空母は、年間の約半分の期間、横須賀基地に停泊し、定期修理等もここで行われています。横須賀基地は、世界で唯一の米空母の海外の母港であり、米軍の極東におけるプレゼンスの最大の拠点であります。

したがって、日本が米国とともに他国との間で戦争になった場合、あるいは横須賀基地が米国の戦争の兵站基地になった場合などに、自衛隊基地部分を含めて、横須賀基地は真っ先に攻撃対象として狙われる危険性が高いといえます。横須賀市民、隣接する横浜市民等も、その生命・身体・財産の危険に晒されます。

また、停泊する原子力空母が攻撃された場合、その原子炉の破壊による放射能汚染は極めて重大な結果をもたらすと予想されます。原子力資料情報室の研究者の検討結果によれば、風下7km以内の住民は全数致死、13km以内では半数致死とされ、そして、南寄りの風の場合、首都圏165km以

内の住民が50ミリシーベルト以上の被爆をし、100万人以上の死亡が予測されています。米軍横須賀基地には原子力潜水艦も出入港を繰り返しており、年間300日近くは原子力艦船が停泊しています。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は、在日米海軍横須賀基地から約10kmのところの横須賀市内に居住しています。米軍基地がテロ攻撃の目標になることは、米軍自身が自覚しています。すなわち、9・11同時多発テロの2日前、星条旗新聞は「韓国と日本の米軍基地がテロのターゲットに」とのトップ記事を掲載し、9・11直後の横須賀基地では、基地で働く人の通勤時に弁当の中味や着替えの下着までチェックされました。横須賀基地は、アメリカの原子力空母の母港とされ、原子力潜水艦も寄港し、年に300日近く原子力艦が停泊しています。原子力艦が攻撃され、原子炉が破壊されれば、取り返しのつかない惨事となります。横須賀市の国民保護計画でも、米軍基地と自衛隊基地を抱える行政区（本町と田浦）は最も高い危険指標Aにカウントされていますし、原子力艦の武力攻撃・原子力災害に対しても対処を定める必要があるという特殊な地域特性を持っているなどと指摘されています。イラク戦争では、横須賀を母港とするイージス艦カウペンズとマケインがトマホークを発射して戦争が開始されています。ISを生み出したのはイラク戦争だと指摘されていますし、それが今日のテロの脅威を呼び込んだと考えられます。新安保法制によって、米軍と自衛隊がより同盟化を強め、一緒になって行う軍事行動が、新たなテロを生み出すのではないかと大変不安に思い、おそれています。

第3 公共機関の労働者

公共的な業務を内容とする事業を行っている公的な法人や民間企業は、有事の場合はもちろん、それに至らない段階においても、自衛隊・米軍の活動や国

民保護措置などへの協力を求められ、また実施する責務を有する事項が多数存在します。

請求原因（第3の2）で述べたとおり、指定公共機関・地方指定公共機関に指定されている法人は、武力攻撃事態等その他の事態で責務を負い、協力を求められます。特に、医療従事者や輸送業者は、武力攻撃事態においては、自衛隊法103条2項の強制的な業務従事命令の対象にもなります。

そして、企業が政府や地方公共団体から、任意の契約にせよ、法令に基づく指示による場合にせよ、関係業務の実施を求められた場合、直接にはこれらの企業に働く労働者がそれらの業務に従事することを、企業（使用者）から求められることとなります。その業務は、国民・市民のための物資の輸送等もあれば、自衛隊・米軍の軍需物資、場合によっては兵員の輸送等でもありうるし、それが敵対国等との対立関係の下での業務であれば、その攻撃の対象となる危険もありえます。

そのような業務命令に労働者が法律上従わなければならないかどうかは一つの論点ですが、現実の問題として、労働者はそれを拒否すれば懲戒処分等を受けることを覚悟しなければならず、命令に従えば身の危険に直面することになりかねません。また、有事・準有事ともなれば、自分や家族の安全や生活の確保を要しますが、公共機関に働く労働者は、それに優先して業務命令に従うことを求められることとなり、両者の板挟みの立場に置かれることとなります。

1 航空労働者

(1) 民間航空と新安保法制

民間航空機は、これまで、武力紛争に関連して、ハイジャックやテロ攻撃の対象とされてきた現実があります。第二次世界大戦後もベトナム戦争、中東戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争等と、戦争を繰り返してきたアメリカの「ナショナルフラッグキャリアー」であった世界最大の航空会社パンアメリカン航空は、軍事関係の輸送も行っていましたが、1980年代

を中心にハイジャックやテロ攻撃を繰り返して受け、大事故が続く中で利用者数が激減し、ついに破綻するに至りました。

新安保法制法によって、他国や武装勢力と敵対する場合が増えれば、日本の民間航空機も兵員や軍事物資の輸送等を行うことになると思われます。そうなったときは、パンアメリカン航空のようにテロ等の攻撃を受ける危険が増大します。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような思いにさせられ、苦しみを受けた者もいます。

ア 私は、高校卒業後、海上自衛隊航空学校入学し、39歳まで自衛隊におりました。2004年、割愛制度で民間航空会社に入り、地上勤務後、エアバス副操縦士になりました。しかし、2013年に解雇され、その効力を争っております。私たちは、自衛隊は、抑止力であり、外で戦争をする軍隊ではないという考え方のもとに、そう教育されてきました。新安保法制法の制定を受けて、多くの隊員は、戸惑っていると思います。戦争では、後方支援が一番危険だといわれています。新安保法制で、民間機がテロの標的の可能性が生じました。自衛隊には大量に人を運ぶ航空機はなく、自衛隊が民間航空機を使用することはこれまでもやっていました。新安保法制法の元に、飛行機にのることを考えると、怖い思いをしています。

2 船員

(1) 船員と新安保法制

船舶は、国際間の大量輸送機関として極めて大きな位置を占め、とくに貿易立国日本にとって、不可欠な交通運輸機関であり、海運の需要は、ますます大きくなっています。しかし、その安全な航行は、国際平和なくして確保することはできません。そして、一旦戦争ないし準戦時体制になった場合、その危険をまともに受けるのもまた、船舶輸送です。太平洋戦争においては、船員徴用令によって30万人の船員が動員され、根こそぎ動員された漁船・

作業船なども含めて、10000隻以上が米軍によって撃沈され、船員6万人余りが戦没しました。

航空機の場合と同様、新安保法制法によって、日本が他国や武装勢力と敵対する場合が増大すれば、また、日本の船舶も兵員や軍事物資の輸送等を行うことになれば、再び船舶・船員が武力攻撃やテロ攻撃の目標とされる事態になります。

なお、防衛省は今年3月、有事の際の人員・武器等の輸送のため、民間のフェリー2隻を使用するための事業契約を民間会社と締結したと報道されています。そして、その操舵等の乗組員が不足するため、民間船員を予備自衛官とし、有事などに招集することとしているそうです。これに対して、全日本海員組合は、1月29日、「事実上の徴用」だと抗議する声明を発表しました。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような思いにさせられ、苦しみを受けた者もいます。

ア 私は、1962年から1987年まで外航航路の船員をしており、主にタンカーや鉱石船に乗っていました。イラン・イラク戦争の際、両国は、ペルシャ湾を航行するタンカーを攻撃すると言い出し、海員組合と船主協会は、船団を組み、憲法9条の下での中立国であると日の丸を船に描いて航行し、攻撃を免れました。全世界に展開している約2000隻の日本の関連船舶を武力で守ることは不可能です。第2次大戦では、最前線に物資輸送をさせられ、多くの船員が犠牲になりました。最前線に武器・兵員・物資を輸送する兵站（後方支援）は、大変危険な作業です。新安保法制により、船員が危険な業務につかされるかと思うと、心が痛みます。

3 鉄道労働者

(1) 鉄道と新安保法制

鉄道は、陸上における大量輸送機関であり、国内輸送の基盤となっていま

す。しかし、鉄道は、駅舎、線路、電気設備、車両等の膨大な施設全体の整備を絶えず維持していかなければならない労働集約産業であり、どこかが欠けても運行と輸送を確保することができません。線路がどこかで爆破されれば、復旧に時間がかかり、輸送は止まります。そして、兵員や軍事物資を輸送する列車や線路は、敵対勢力からは攻撃の対象として狙われます。特に運転士は、有事ないし準有事にもなれば、身の危険を覚悟しなければなりません。新安保法制法は、そのような危険を招来するものです。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような思いにさせられ、苦しみを受けた者もいます。

ア 私は、1961年11月17日生れで、1981年国鉄に入社しました。国鉄は、1987年に民営化し、JR東日本となりました。1986年から電車運転士となり、現在主任運転士をしており、国鉄労働組合の役員をしています。鉄道は、置き石一つでも、また踏切に障害物を置かれるだけでも、脱線・転覆等の大事故につながります。日本が武力紛争に関わるようになれば、鉄道は容易に攻撃対象とされ、特に私のような運転士は、輸送の確保の日常業務において、直接の身の危険を覚悟しなければなりません。新安保法制法の制定により、日本が戦争に荷担した場合の身の危険を感じ、怖い思いをしています。

4 医療従事者

(1) 医療は、人の命と健康を守ることを使命とします。ところが、戦争は、人を殺すことを目的とし、医療の使命と全く相容れません。しかし、戦場に医療は不可欠であり、太平洋戦争でも軍医や従軍看護婦が多数動員され、傷ついた兵士を治療して、再び戦場に送り出す役割を強いられましたし、医療従事者からも多数の犠牲者が出ました。

有事に当たっては、医療機関が重要な施設として強制的な管理の対象となり、医療従事者に業務従事命令が出され（自衛隊法103条1項・2項）、

国民保護・救援のためにも駆り出されます。そして、新安保法制は、医療従事者をこのような立場に立たせる現実の危険をもたらすものです。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような思いにさせられ、苦しみを受けた者もいます。

ア 私は医師として、主に地域病院で医療介護の仕事に従事しています。私の仕事は人々の命を救い、病にかかった人々の苦しみを少しでもやわらげ、生活に困難を抱えている人々の援助をすることです。この仕事は人々が平和な社会を作り、その中で生活することで成り立つと考えています。戦争が行われ、人々が殺しあう世界ではこの仕事は成り立ちませんし、けがをした人を治療しても、その人がまた戦争に行くのでは意味がありません。戦争の手助けをするために医療の仕事をするつもりはありません。医療介護の仕事を発展させることは平和な社会を求め、作り上げることにつながると考え、日々この仕事を行っています。

新安保法制法は戦争法であり、集団的自衛権を認めるものです。集団的自衛権は断じて自衛権などではありません。先制攻撃を行うことを容認することいわば他衛権ともいうべきことであり、行使すれば必ず戦争に至るものです。戦争になれば、人々の平和に生活したいという気持ちは踏みにじられ、医療や介護は成り立ちません。何より基本的人権は蹂躪され、人間らしい生活を営むことができません。そのような状態を招来し、医療の使命と相容れない新安保法制法すなわち戦争法の制定に憤り、苦しみを味わわされています。

第4 その他の特徴的な被害者

以下は、それぞれの職業、社会的立場等から、新安保法制と特別な利害関係を有する原告であり、それぞれ、新安保法制法の制定により、精神的被害を受けております。

1 学者・教育者

- ア 私は、大学教授で、憲法を教えています。新安保法制法案の閣議決定、そして法の制定は、解釈改憲と立法改憲というべき立憲主義違反であり、「立法クーデター」というべきものです。私は圧倒的多数の憲法学者と同様、集団的自衛権の行使は憲法違反だと教えています。政府が集団的自衛権の行使を合憲とする違憲の法律を制定し、違憲の行為を行おうとしていることは、憲法の研究者としての考えを否定されることを意味し、また、学生は私の考えが間違っていると受け止めるかもしれず、私の学問・教授の自由への脅威となりかねず、耐えがたい苦痛を味わわされております。
- イ 私は、教育思想学者で大学名誉教授です。現在は、総合人間学会で「戦争と平和の問題を総合人間学的に考える」研究会を主催し、憲法と教育基本法の成立過程を精査した『教育理念』等の著作もあります。1937年日中戦争が始まり、父は戦場に行き、2年後中国北部で戦病死しました。当時、私は6歳で、軍国主義教育の下で軍国少年に育てられ、敗戦時は12歳でした。信じていたものが否定された虚脱感と、何も信じられない懷疑の闇に青年期の不安が重なり、大学生時代も迷いの中にあり、法学部政治学科に入ったものの、人間の問題を考えたいと思い、教育学部に行き教育哲学を専攻しました。人格教育を軸とする人間教育にとって、平和は条件であり、目的です。教育学を学び、平和主義を教育思想の中軸に据え、さらに自分の生き方としてとらえるようになりました。今年に憲法70年です。それは戦争で人を殺し、殺されることのなかった70年、世界の現代史でも特筆されてよい希有の事態を私たちは享受してきたものです。安保法は、逆に「国家の存立危機」を招く自己撞着の法律です。長らく教育研究に身を置き憲法・教育基本法の依拠する教育条理を明らかにし、平和の思想史と平和教育の実践的研究に携わり、前文・9条に誇りを持って生きてきた者として、新安保法制法の制定には深い悲しみと強い憤りを覚えました。司法の場で、この法が適正手続きを無視し立憲主義を侵して立法

され、その内容は明らかに前文及び9条に違反し、13条にも反するとして、その違憲性が裁かれることを心から願っています。

2 宗教者

ア 私は、日本基督教団所属の教会牧師です。私どもの教会は、昨年4月、イースター（復活日）に「教会平和宣言」を発表しました。日本基督教団は、1967年、戦争責任を告白し、教団がふたたびあやまちを繰り返すことなく、その使命を正しく果たすことができるよう明日にむかっただけの決意を表明しました。いま日本政府は、平和を守ろうとする憲法の決意、確認、誓いを反故にし、「戦争をする国」に向かって歩み始めています。私は、新安保法制法の制定により平和を願う気持ちを痛く傷つけられました。私どもの宣言は、憲法9条の堅持を求め、秘密保護法、集団的自衛権など戦争に繋がるあらゆる法律、政策に反対し、憲法20条の堅持を求め、首相・閣僚らの靖国神社公式参拝に反対する、等というものです。私たちキリスト者の願いは、武器をもって敵意を助長するのではなく、話し合いによって和解すること、戦争ではなく、平和の道を歩むこと、世界に誇る憲法をもった国としての国際貢献をすることです。私たちは聖書の教えと「教会宣言」に誠実にありたいと願っています。「戦争法」の廃止を強く求めます。

3 ジャーナリスト

ア 私は、1948年12月に生れ、新聞社に30年余勤務、編集委員を最後に定年退職しました。退職後はフリーランスのライターとして、戦争体験をした世代からの聴き取りをしています。新安保法制で集団的自衛権の行使の道が開かれ、後方支援やPKOの活動範囲も拡大しました。現代の戦争に前線も後方もありません。後方支援基地にミサイルが一発撃ち込まれれば、そこが戦場になります。身動きが取れなくなった段階では手遅れです。新安保法制法が実施されれば、現憲法の下に築かれてきた平和国家

日本の「戦後」にピリオドを打つことになりかねません。私は、憤りを感じています。

4 母親

ア 私は、2人の子の母親です。娘はこの春大学卒業して就職し、息子は大学2年生です。3.11以来、政府の出す情報への疑問、放射能に関する食の安全の確保など、自分達で行動しなければと思うようになり、市民運動に参加するようになりました。2015年7月から「安保関連法に反対するママの会」「ママの会@埼玉」のメンバーになっています。子どもを戦争で死なせたり、人殺しをさせられることのために子どもを育てた人はいません。子どもを育てる人で戦争を容認する人などいるはずがありません。私は卵巣に病気があり、奇跡の妊娠をしてから左右の卵巣を摘出し、命がけで出産しました。そして持てる愛情のすべてをかけ、全身全霊で一生懸命子育てをしてきました。大切な子供が実際に戦争に荷担させられる場面を想像するだけでも苦しくなり、いたたまれない気持ちになります。原発だらけの日本へのテロ攻撃の現実化も大変心配です。新安保法制法の採決・施行で打ちのめされ、苦痛を味わいました。武器輸出解禁や自衛隊派遣などのニュースを見るたびに涙が出ます。

イ 私は、大学生の息子と中学生の娘の母親で、不動産管理の仕事をしています。アメリカやイギリスに友人がいます。新安保法制法の成立により、日本が戦争のできる国になったと、海外でははっきり報道されているようで、背筋が寒くなります。戦争をする国になった日本人はテロの対象となると考えて、帰国する人が増えているそうです。海外居住者の危険だけでなく、日本自体がテロの標的にされる危険性があります。私たちは子どもの命を守らなければなりません。戦争をしない平和国家を守らなければなりません。

5 障がい者

ア 私は、ダウン症の長女（53歳）と妻の3人暮らしです。娘は、ひらがな、カタカナ、簡単な漢字ぐらいいは書けるので投票はできますが、ちょっと難しいことや計算等は苦手なので、成年後見人を付けることにしたところ、選挙権が奪われることになってしまいました。東京地裁判決が確定し、法改正がされて、選挙権は取り戻すことができました。障害のある者に人権が認められ、福祉によって不自由が解消されるような社会になってきたのは、平和であってこそであり、健全な人が兵士になるような国になったとき、障害のある娘の権利など、実質的に奪われてしまうと思います。新安保法制法の制定により障害者が辛い思いをするのではないかと不安に思い、苦しみを感じています。私は東京の本所区で生まれ、東京大空襲で焼け出されました。その戦争の代償として、それから71年間、日本は戦火にさらされず、それが障害者にも平等な人権を保障する社会のゆとりになったものと思います。戦争で酷い目に遭うのは「社会的弱者」です。とくに知的障害の人は自分の意見を人に伝えるのが苦手で、そのため為政者にじゃまにされます。大戦時のドイツでは、ユダヤ人大量虐殺の前に、精神・知的障害者たちがガス室で殺されました。自分の子供たちをそんな目に遭わせたくありません。

6 若者

ア 私は、母が手話通訳をしていて、身近に障がい者の方と接し、障がい者共に生きることを当たり前と感じて育ちました。小学5年の時、担任の先生が席に着かない男の子に対して「座れない障がい者！障がい者学級に行きなさい」としたのに差別発言だと抗議し、中学1年の時、イラク戦争反対のデモ参加し始め、社会の問題に疑問を持ち、関心を持つようになり、イラク戦争・アフガン戦争・9.11と平和の問題も真剣に考え、平和の大切さを思うようになり、憲法9条による平和のあり方が自分の血肉となっていきました。主権者意識や立憲主義の考え方も学びました。新安保法

制によって、これらがどんどん平和が破壊されると思うと、絶望的な思いにさせられます。そして、自分自身が壊されてしまうように感じます。再び若者や女性や子どもが戦禍に怯えることのないように、また侵略戦争を繰り返し、他国の人を怯えさせることのないように、大人の責任を果たさなければならぬと思います。

7 原発関係者

ア 私は、1971年に大手総合電気メーカーの原子力事業部に入社し、約20年間、福島第一原子力発電所を初めとする原子力発電所の基本設計を担当しました。原子力発電所の複雑性と危機管理への脆弱性は、2011年3月の福島第一原子力発電所事故で明らかにされました。一方、近年、9・11の際、ニューヨーク州の原発もテロリストの攻撃対象のひとつだった事実があり、最近のベルギーのテロリストたちは当初、原発を狙っていたといわれています。原発は空からの攻撃に弱いばかりでなく、近傍送電線や使用済み核燃料を保管する燃料プールも狙われやすいのは周知の事実です。特に日本の原発は、テロ対策は何もしていないといっても過言ではなく、私は、テロによる原発事故の恐怖におののいています。2014年5月に朝日新聞紙上で、浜岡原発の事故による、首都圏への放射線拡散解析結果が提示され、私の住む山梨県上野原市での放射線量は放射線管理区域と定義される線量率になることが推測されました。私たち首都圏に住む市民にすら、身体的、経済的損害が予測されるのです。原発事故による放射線被曝は内部および外部被曝です。福島の場合は、小児甲状腺がんの発症率の増加、自然死産率が増加を示しています。また、福島第一原発事故による経済的被害総額が約12兆ぐらいといわれています。今回の新安法は、戦争をする相手国のテロの標的になる危険が極めて大きいと思われる。原発を熟知する者として、孫を含む家族と自分への放射線被曝被害の恐怖とおののいています。